

# 長崎県衛生統計年報を利用される方へ

この年報は、次の要領で編集されている。

1. 厚生労働省の令和3年人口動態調査をもとに算出・収録した。
2. 人口動態調査は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本年報は日本における日本人に関する事象を集計したものであり、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所で集計し、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所により集計したものである。
3. 各比率の算出方法は、次のとおりである。

$$(1) \text{ 出生・死亡・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間（出生数・死亡数・婚姻件数・離婚件数）}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$
$$(2) \text{ 自然増減率} = \frac{\text{年間自然増減数（年間出生数－年間死亡数）}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$
$$(3) \text{ 乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数（生後1年未満の死亡数）}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$
$$(4) \text{ 新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数（生後4週（28日）未満の死亡数）}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$
$$(5) \text{ 死産率} = \frac{\text{年間死産数（妊娠満12週以降の死児の出産数）（総数・自然・人工）}}{\text{年間出産数（年間出生数＋年間死産数）}} \times 1,000$$
$$(6) \text{ 周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出生数＋年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$
$$(7) \text{ 妊娠満22週以後の死産率} = \frac{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数（総数・自然・人工）}}{\text{年間出生数＋年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$
$$(8) \text{ 早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数（生後1週（7日）未満の死亡数）}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

## 4. 比率に用いた人口

全国・都道府県 「人口推計（2021年10月1日現在）」（総務省統計局）

市部・郡部・各市町 長崎県統計課 「長崎県市町別年齢別推計人口  
（令和3年10月1日現在）（日本人・外国人を含む総数）」

長崎市保健所、佐世保市保健所、五島保健所、壱岐保健所及び対馬保健所の数値・人口については、それぞれ長崎市、佐世保市、五島市、壱岐市及び対馬市の数値である。

## 5. 用語の解説

- (1) 自然増減 出生数から死亡数を減じたものをいう。
- (2) 乳児死亡 生後1年未満の死亡をいう。
- (3) 新生児死亡 生後4週未満の死亡をいう。
- (4) 早期新生児死亡 生後1週未満の死亡をいう。
- (5) 妊娠期間 出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による。(昭和53年までは、<sup>かぞ</sup>数えによる妊娠月数)。
- (6) 死産 妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
- (7) 自然死産と人工死産 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。
- なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。
- (1) 胎児を出生させることを目的とした場合
  - (2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

### (参考)

死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和23年以降：優生保護法の施行(7月)により、人工妊娠中絶の中の、妊娠第4月以降のものも人工死産に含むことになった。

昭和24年以降：優生保護法の改正(6月)により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含むことになった。

昭和27年以降：優生保護法の改正(5月)により、優生保護審査会の審査を廃止するなどその手続が簡素適正化され、優生保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対し、人工妊娠中絶を行うことができるようになった。

昭和43年以降：胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなった。

昭和51年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠8月未満」から「通常妊娠第7月未満」に改めた。  
(昭和51年1月20日付け厚生省発衛第15号厚生事務次官通知)

昭和54年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠第7月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現を改めた。  
(昭和53年11月21日付け厚生省発衛第252号厚生事務次官通知)

平成3年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改めた。  
(平成2年3月20日付け厚生省発健医第55号厚生事務次官通知)

- (8) 周産期死亡 妊娠満22週(154日)以降の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。
- (9) 妊産婦死亡 妊娠中又は妊娠終了後満42日未満(昭和53年(1978年)までは「産後90日以内」とし、昭和54年から平成6年(1979年~1994年)までは「分娩後42日以内」としている。)の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。  
その範囲は、直接産科的死亡、間接産科的死亡及び原因不明の産科的死亡(平成7年(1995年)以降は、死因基本分類コード(以下省略)095)が該当する。  
直接産科的死亡  
妊娠時(妊娠、分娩及び産じょく<褥>)における産科的合併症が原因で死亡したものをいう。  
間接産科的死亡  
妊娠前から存在した疾患又は妊娠中に発症した疾患により死亡したものをいい、これらの疾患は、直接産科的原因によるものではないが、妊娠の生理的作用によって悪化したものである。
- (10) 施設の種類
- 病院 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
- 診療所 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
- 介護医療院 要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことを目的とした施設を有するものをいう。  
介護保険法(平成9年法律第123号。平成12年4月1日施行)による都道府県知事の許可を受けたものである。  
(参考) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成30年4月1日施行)に伴い新設された。
- 介護老人保健施設 要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設で、介護保険法による都道府県知事の許可を受けたものをいう。  
(参考) 介護保険法施行前は老人保健法(昭和57年法律第80号)による老人保健施設である。

助産所	助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く）を行う場所をいう。
老人ホーム	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。
自宅	自宅の他、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む。

(11) 世帯の主な仕事

農家世帯	最多所得者が農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯
自営業者世帯	最多所得者が自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
常用勤労者世帯(I)	最多所得者が企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者はその他の世帯）
常用勤労者世帯(II)	最多所得者が常用勤労者世帯(I)にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯（日々または1年未満の契約の雇用者はその他の世帯）
その他の世帯	最多所得者が上記にあてはまらないその他の仕事をしている世帯
無職の世帯	仕事をしている者のいない世帯（年金・利子等の収入で生活している世帯を含む）

(12) 離婚の種類

協議離婚	戸籍上の届出によって成立する（民763・764・739）が、これが有効に成立するためには、夫婦間に離婚についての意思の合致がなければならない。離婚意思の合致のない離婚は無効である。
裁判離婚	裁判所が関与して成立する離婚であって、調停離婚、審判離婚、和解離婚、認諾離婚及び判決離婚の5種があり、調停が成立したとき、和解が成立したとき、請求の認諾をしたとき、又は審判若しくは判決が確定したときに離婚の効果が生ずる。
調停離婚	当事者の申立て又は家庭裁判所の調停に付する処置により調停が開始される（家257 I・II・274 I）。調停において当事者間に離婚の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する（家268 I）。
審判離婚	調停が成立しない場合に、家庭裁判所は、調停に代わる審判をすることができる（家284 I）。当事者から適法な異議の申立てがあったときは、審判はその効力を失うが、異議がなければ、審判は確定判決と同一の効力を有する（家286 I・V・287）。
和解離婚	離婚訴訟上において和解ができる（人訴37 I）。和解が成立し、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する（民訴267）。
認諾離婚	離婚訴訟上において請求の認諾ができる（人訴37 I）。請求の認諾があり、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する（民訴267）。

## 判決離婚

調停が成立せず、審判も確定しない場合に、法定の離婚原因があるときは、当事者の訴えの提起により離婚の判決がなされる（民770、人訴2・4以下）。

（引用の条文 民=民法、家=家事事件手続法、民訴=民事訴訟法、人訴=人事訴訟法、条数はⅠ、Ⅱ、項数はⅠ、Ⅱ）

注：平成25年1月1日、従前の家事審判法が廃止され、新たに家事事件手続法が施行された。

(13) 合計特殊出生率について

●合計特殊出生率とは

合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

算出に用いた15歳及び49歳の出生数にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。なお、年齢不詳は含まない。

(解説)

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{年間の母の年齢別出生数}}{\text{10月1日現在年齢別女性人口}} \right\} \text{15歳から49歳までの合計}$$

・全国値は、各歳別の出生数及び女性の日本人人口で算出したものを合計されている。  
 ・都道府県は、5歳階級別の出生数及び女性の人口で算出し、5倍したものを合計されている年次と、各歳別の出生数及び女性の人口で算出したものを合計されている年次がある。  
 都道府県の算出に用いられた出生数と女性の人口は以下のとおりである。  
 国勢調査年次：平成22年(2010年)までの国勢調査年次…5歳階級別の出生数及び5歳階級別日本人人口  
 平成27年(2015年)・令和2年(2020年)の国勢調査年次…各歳別の出生数及び各歳別日本人人口  
 国勢調査年次以外：平成26年(2014年)まで…5歳階級別の出生数及び5歳階級別総人口  
 平成28年(2016年)以降…5歳階級別の出生数及び5歳階級別日本人人口

※算出に用いられた人口は「人口推計(2021年10月1日現在)」(総務省統計局)の5歳階級別人口(日本人女性人口)である。

●都道府県別の合計特殊出生率(厚生労働省にて算出)

令和3年合計特殊出生率(長崎県)の算出表

年齢階級(歳)	年齢階級別女性人口(人) ①	母の年齢階級別出生数(人) ②	母の年齢階級別出生率 ②/①
15~19	28,000	60	0.00214
20~24	23,000	806	0.03504
25~29	24,000	2,482	0.10342
30~34	28,000	3,108	0.11100
35~39	34,000	1,923	0.05656
40~44	38,000	473	0.01245
45~49	44,000	10	0.00023
合計	219,000	8,862	1.60418

→ 1.60

●保健所及び市町別の合計特殊出生率について

地域の出生数は、偶然変動の影響を受けて変動するため、その出生数を基に算出した合計特殊出生率も偶然変動を含んでおり、「真の値」を示すものではない。

本年報では参考として掲載している。

(計算式)

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢階級別出生数}}{\text{年齢階級別女性人口}} \times 5 \right\} \text{15~19歳から45~49歳までの各5歳階級の合計}$$

※令和3年の分母に用いた年齢階級別女性人口は、長崎県統計課「長崎縣市町別年齢別推計人口(令和3年10月1日現在)(日本人・外国人を含む総数)」である。

表章記号の規約

計数のない場合	-
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
比率が微小（0.05 未満、0.00005 未満）の場合	0.0、0.0000
減少数（率）の場合	△